

## 釧路市ケアサポーター活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市ケアサポーター活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、介護サービス事業者が介護事業所における介護職の業務の見直し等を行い、地域人材を直接介助以外の補助的業務に従事する者（以下「ケアサポーター」という。）として雇用する取組に対し、その経費の一部を支援することで、介護職の業務負担の軽減や専門性の高い業務に集中して携わることができるよう労働環境の改善を図り、介護職の職場定着と介護人材の確保につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において「介護サービス事業」とは、介護保険法第8条第7項から第11項、第17項から第23項及び第27項から第29項に規定するサービスを行う事業をいう。
- (2) この要綱において「介護サービス事業者」とは、前号に掲げる事業を行う事業所を市内に有する事業者をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に有する介護サービス事業所において、元気な高齢者や再就職を希望する方などの地域人材等をケアサポーターとして雇用し、介護業務の見直し等の取組を行う介護サービス事業者とする。

(補助金)

第5条 補助金は、補助対象者が、新たにケアサポーターを直接雇用し、雇用による業務改善やケアサポーター活用に係る課題等を市に報告した場合に交付するものとする。

2 補助金は、ケアサポーターの雇用に対して、他から助成・貸付を受けている場合には、交付の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金は、別表に定める雇用期間等に応じた額を予算の範囲内で交付するものとする。なお、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするときは、ケアサポーターの雇用のための募集を開始する前に、交付申請書（別記第1号様式）のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助の交付の決定を行い、補助金交付予定額通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 前条の交付の決定を受けた補助対象者は、交付対象事業が完了したときは、速やかに、実績報告書（別記第4号様式）のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書（別記第5号様式）

(2) 雇用契約書の写し

(3) 交付対象のケアサポーターに支払った人件費を証明する書類（賃金台帳の写し等）

(4) 交付対象のケアサポーターの勤務日数を証明する書類（出勤簿の写し等）

(5) ケアサポーターを募集したことを確認できる書類（広告チラシ等）

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告にかかる書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、交付決定通知書（別記様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に請求をするものとし、市長は当該請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(決定等の取消しまたは補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、またはすでに交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1（第 6 条関係）

| 雇用期間等         | 補助金の額<br>(1 人あたり) |
|---------------|-------------------|
| 応募者（雇用者）なし    | 0 円               |
| 1 か月未満        | 20,000 円          |
| 1 か月以上 2 か月未満 | 50,000 円          |
| 2 か月以上 3 か月未満 | 80,000 円          |
| 3 か月以上        | 120,000 円         |